

■徳島県消費者基本計画KPI一覧

番号	指 標 名	策 定 時 (平成29年度)	現 状 値 (時点)	目 標 値 (目標年度)	KPI達成 状況
1 消費者教育の推進					
(1)ライフステージに応じた消費者教育					
1	平成29年度は県内全ての高校で、消費者庁「若年者用消費者教育教材」を活用した授業を実施します。	—	授業実施 (H30.3.31)	授業実施 (H29年度)	◎
2	平成29年度から各校種に応じて県内公立幼・小・中・高校において研究実践校を指定し、事例を収集します。	—	6校	15校(累計) (H31年度)	◎
(2)消費者教育のための人づくり					
3	平成31年度までに、県内公立小・中・高校において、消費者教育の中心的な役割を果たす指導者を養成する講習会を実施します。	—	講習会実施 (H30.3.31)	講習会実施 (H31年度)	◎
4	平成29年度からは、消費者大学・大学院における講座において県内各大学から講師を招聘します。	—	講師招聘 (H30.3.31)	講師招聘 (H29年度)	◎
5	平成29年度に「消費者教育人材バンク」を構築します。	—	構築 (H30.3.31)	構築 (H29年度)	◎
6	平成31年度までに、とくしま「消費者教育人材バンク」の登録実施団体を40団体に増やし、登録団体相互の交流を行う場を設けます。	—	28団体 (H30.3.31)	40団体 (H31年度)	○
2 エシカル消費の推進					
(1)エシカル消費の推進					
7	平成29年度に、消費者・事業者・行政などが参画するエシカル推進のための組織を設置します。	—	設置 (H30.3.31)	設置 (H29年度)	◎
8	平成29年度に消費者大学校・大学院に「エシカル消費教育コース」を新設し、地域におけるエシカル消費の学習機会の充実を図ります。	—	新設 (H30.3.31)	新設 (H29年度)	◎
9	平成29年度に、事業者向けのエシカル消費関連フォーラムを実施します。	—	実施 (H30.3.31)	実施 (H29年度)	◎
10	平成29年度に、エシカル消費貢献事業者・団体の表彰制度を創設します。	—	創設 (H30.3.31)	創設 (H29年度)	◎
11	平成29年度に、エシカル消費自主宣言事業者・団体数を20とします。	—	20団体 (H30.3.31)	20団体 (H29年度)	◎
(2)エシカル消費の教育の推進					
12	平成29年度に県内高校2校を「エシカル消費」リーディングスクールに指定します。	—	2校 (H30.3.31)	2校 (H29年度)	◎
13	平成31年度までに県内全ての公立高校に「エシカルクラブ」を結成します。	—	12校 (H30.3.31)	全高校 (H31年度)	○
3 消費者志向経営等の促進					
(1)消費者志向経営の促進					
14	平成31年度までに、消費者志向自主宣言した事業者数を30とします。	0	18社 (H30.3.31)	30社 (H31年度)	○
(2)内部通報者の保護と事業者倫理の向上					
15	平成29年度に、県内全ての市町村に、労働者からの法令違反行為の通報を受ける窓口を設置します。	—	設置 (H30.3.31)	設置 (H29年度)	◎
4 消費者の安全・安心の確保、被害の救済					
(1)消費者相談・被害防止体制の充実・強化					
16	平成29年度に市町村消費生活センター設置率100%とする	—	100%設置 (H30.3.31)	100%設置 (H29年度)	◎
17	平成29年度に県内消費生活相談員連絡協議会を設置する。	—	設置 (H30.3.31)	設置 (H29年度)	◎
18	平成28年度から実施している「消費生活相談員養成講座」などを通じ、平成31年度までに、消費生活相談員資格保有者を100名増加育成する。	8名	22名 (H30.3.31)	100名 (H31年度)	△
(2)高齢者や障がい者・子ども等への支援・見守りネットワークの構築					
19	平成31年度までに、見守りネットワーク構築に向け、全県域で消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会を設置します。	—	8市町 (H30.3.31)	全県域 (H31年度)	○

番号	指 標 名	策 定 時 (平成29年度)	現 状 値 (時点)	目 標 値 (目標年度)	KPI達成 状況
20	平成29年度に、不審電話撃退装置の無償貸出制度を導入し、高齢者世帯に設置(300台)します。	—	設置 (H30.3.31)	設置 (H29年度)	◎
21	平成29年度に、徳島県高齢運転者等交通事故防止対策プロジェクトチームを設置し、運転免許を返納した後も、交通手段の確保を含め、安心した暮らしができるサポートについて検討・実施することとします。	—	設置 (H30.3.31)	設置 (H29年度)	◎
22	くらしのサポーター認定者数(累計)	—	450人 (H30.3.31)	560人 (H33年度)	◎
23	消費生活コーディネーター認定者数(累計)	—	50人 (H30.3.31)	70人 (H33年度)	◎
(4) 食品の安全性確保及び表示等の適正化					
24	HACCP認証施設(累計)	—	17件 (H30.3.31)	12件 (H30年度)	◎
25	食品表示Gメンによる立入調査・検査件数を、毎年3,200件以上とする。	—	3,190件 (H30.3.31)	毎年3,200件以上 (H33年度)	○
26	平成31年度までに、食品表示ウォッチャーを、倍増(80→160名)する。	80名	189名 (H30.3.31)	160名 (H31年度)	◎
27	食に関する正しい知識の普及に関するイベント(リスクコミュニケーション)等参加者数を、毎年600人以上とする。	—	1,169人 (H30.3.31)	毎年600人以上 (H33年度)	◎
5 消費者市民社会の「徳島モデル」形成に向けた取組					
(1) 関係機関・関係団体との連携強化					
28	消費者庁や、県内外の消費者や自治体・企業・教育機関等が、消費者行政・消費者教育等について自由に議論する場として、平成29年度に、「とくしま消費者行政プラットフォーム」を県庁10階に開設します。また、平成29年度の会議等による利用実績は100回をめざします。	—	362回 (H30.3.31)	100回 (H29年度)	◎
(2) 時代の変化に即応した消費者問題への取組み					
29	平成29年度に徳島版「地方創生特区」を設置します。	—	指定 (H30.3.31)	指定 (H29年度)	◎